

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥取県

〔定価一冊三百円(送料を含む)〕

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
休むとき、
かきおき
の翌日)

◇告示
休猟区の設定
土地の用途廃止

告示

鳥取県告示第四百二十八号
鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正七年法律第三十二号)第九条の規定に基づき、次のとおり休猟区を設定したから、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則(昭和二十五年農林省令第八号)第二十四条の規定により告示する。

昭和四十一年八月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名称	区域	存続期間及び設定面積
岩美休猟区	岩美郡岩美町網代部落境内の蒲生川河口右岸を基点とし、同川を上流に向かって進み岩美町本庄部落境内の本庄橋に至り、同橋から国道九号を東方に進み、県道下木原岩美停車場線に至り、同県道を北方に進み、県道網代港岩美停車場線に至り、同県道を北方に進み、浦富海岸荒砂神社に至り、同所から日本	昭和四十一年八月十三日から 昭和四十四年八月十二日まで 六八〇ヘクタール

休猟区	休猟区	休猟区	休猟区
末井恒	上砂見	荒舟	荒舟
鳥取市伏野部落境内の国道九号と県道金沢伏野線の交差点を基点とし、同基点から県道金沢伏野線を南方に進み、県道鳥取鹿野倉吉線に至り、同県道を西方に進み、鳥取市御熊部落に至り、同部落から県道御熊小沢見線を北方に進み、国道九号に至り、同国道を東方に進み、基点に至る線に囲まれた一円の地域	鳥取市中砂見部落境内の高津橋を基点とし、同橋から河原町天神原部落に通ずる山道を南方に進み、鳥取市と河原町の境界に至り、同境界を西方に進み、鳥取市岩坪部落から河原町北村部落に通ずる山道に至り、同山道を北方に進み、鳥取市岩坪部落境内の小原橋に至り、同橋から県道郡家鹿野線を東北方に進み、基点に至る線に囲まれた一円の地域	岩美郡国府町上地部落境内の扇ノ山林道の起点を基点とし、同基点から郡家町姫路部落に通ずる県道国府丹比停車場線を南方に進み、郡家町と国府町の境界に至り、同境界を西方に進み、国府町荒舟部落から郡家町福地部落に通ずる山道に至り、同山道を北方に進み、国府町荒舟部落に至り、同部落から県道国府丹比停車場線を東方に進み、基点に至る線に囲まれた一円の地域	海沿線を西方に進み、基点に至る線に囲まれた一円の地域
昭和四十一年八月十三日から 昭和四十四年八月十二日まで 八六〇ヘクタール	昭和四十一年八月十三日から 昭和四十四年八月十二日まで 四五〇ヘクタール	昭和四十一年八月十三日から 昭和四十四年八月十二日まで 六九〇ヘクタール	

Table with 5 columns: 休大原区, 休江尾区, 休百塚原区, 休羽田井区, 休東布庄区. Each column contains text describing boundary adjustments and dates from August 13, 1941, to August 22, 1944.

Table with 2 columns: 休花見区, 休金持区. Contains boundary adjustment details and dates. Includes a section for '鳥取県告示第四百二十九号' regarding land acquisition for road construction.

Table with 4 columns: 休智頭区, 休散岐区, 休下私都区, 休勝旗区. Each column contains text describing boundary adjustments and dates from August 13, 1941, to August 22, 1944.

Table with 3 columns: 休水ノ山, 休妻鹿野, 休新谷区. Each column contains text describing boundary adjustments and dates from August 13, 1941, to August 22, 1944.

鳥取県告示第四百三十号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十一年七月二十八日から用途
廃止した。

昭和四十一年八月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所	面 積	用 途
鳥取市湖山町字白浜三八〇番五地先から 三八四番三地先まで	三九二・八〇	道路敷
〃 三八六〇番二地先から 三八五番一地先まで	一五〇・〇〇	〃
〃 三八五番一五地先まで	三〇〇・〇〇	〃
鳥取市西品治字新白下井後一〇五番二地先	三八・八九	水路敷
〃 一〇六番地先	九六・五二	道路敷
鳥取市上味野三四五番二地先	一七・一七	〃
鳥取市叶字下土居二六一番地先	一〇八・六九	〃

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取

県 【定価一冊二百円(送料を含む)】

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たるときは、翌
日の翌日)

◇告 示 臨時県議会に付議する事件の追加

告 示

鳥取県告示第四百三十一号

昭和四十一年八月十二日付け鳥取県告示第四百二十七号中議会に付議す
る事件に次の事件を追加する。

昭和四十一年八月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 専決処分について

- (1) 昭和四十一年度鳥取県一般会計補正予算
- (2) 財産の処分について(鳥取大学移転跡の土地、建物、立木及び工作物)